

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等<br>○知事 ●市区町村長等   |
| 2. 都道府県名                 | 福岡県   |
| 3. 市区町村名                 | 久留米市  |
| 4. 届出番号                  | 6   |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 31-1  |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2040keikaku/3170mynumber/index.html">http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2040keikaku/3170mynumber/index.html</a> |

執行機関名 久留米市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1) 法定事務   | (2) 独自利用事務   |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称                         | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 久留米市営住宅条例(平成9年久留米市条例第24号)による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの  |
| ②番号法別表第1の項                     | 19   |  |
| ③番号法別表第2の項                     | 31   |  |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |  | 久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年久留米市条例第42号)「別表第1第7の項」<br>久留米市営住宅条例(平成9年久留米市条例第24号)による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの  |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第一条   | 久留米市営住宅条例(平成9年久留米市条例第24号) 第2条  |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | 第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>(1) 市営住宅 市が建設又は借上げ(以下「整備」という。)を行い、 <u>低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。</u><br>(2) 公営住宅 市営住宅のうち法の規定により整備したものをいう。<br>(3) 改良住宅 市営住宅のうち改良法第2条第6項に定めるものをいう。<br>(4) 単独住宅 市営住宅のうち第2号及び前号以外のものをいう。<br>(5) 共同施設 公営住宅にあつては法第2条第9号に規定する共同施設を、改良住宅及び単独住宅にあつては同号に規定する共同施設に準じて規則で定める施設をいう。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範                   |  | 久留米市営住宅条例(平成9年久留米市条例第24号)<br>久留米市営住宅条例施行規則(平成9年久留米市規則第58号)<br>久留米市営住宅等家賃減免事務取扱要綱<br>久留米市営住宅等家賃減免実施要綱   |